

# 郡山市保育所設置認可等事務取扱要綱

平成13年6月11日制定  
平成18年10月1日一部改正  
平成20年4月1日一部改正  
平成25年4月1日一部改正  
平成27年3月31日一部改正  
平成28年3月31日一部改正  
[こども部こども育成課]

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 保育所設置認可の基準（第4条－第12条）
- 第3章 社会福祉法人等以外の者に対する認可（第13条・第14条）
- 第4章 設置認可等の手続等（第15条－第18条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条に規定する保育所の設置認可、認可の変更等に係る事務について、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）、郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第61号。以下「最低基準」という。）及び郡山市児童福祉法施行細則（平成9年郡山市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （保育所設置認可の指針等）

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、保育所の設置認可を行わないものとする。

(1) 本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の2号、3号認定子どもの利用定員の総数（以下「利用定員総数」という。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づく郡山市子ども・子育て支援事業計画において定める必要利用定員の総数（以下「計画総数」という。）に既に達している場合

(2) 本市における次に掲げる事項の分析及び将来の保育需要の推計から、利用定員総数が計画総数を超えることになると認められる場合

- ア 保育所への入所待機児童数に係る数量的、地域的な現状及び動向
- イ 人口に係る数量的、地域的な現状及び動向
- ウ 就学前児童数に係る数量的、地域的な現状及び動向
- エ 就業構造に係る数量的、地域的な現状及び動向
- オ その他保育需要に影響を与える事項に係る数量的、地域的な現状及び動向
- カ 多様な保育サービスに対する需要等に係る地域の現状及び動向

## 第3条 削除

### 第2章 保育所設置認可の基準

#### （設置経営主体）

第4条 保育所の設置経営を行う者（以下「設置経営者」という。）は、社会福祉法人又は学校法

人（以下「社会福祉法人等」という。）とする。ただし、法第35条第5項各号に定める基準に適合する場合にあっては、社会福祉法人等以外のものを設置経営者とすることができる。

（定員）

- 第5条 設置経営者は、保育所の定員を20人以上に設定するものとする。
- 2 設置経営者は、定員については、3歳未満児の定員設定を基本とし、乳児の定員設定についても最大限配慮するとともに、保育所及び市全体の保育需要に応じ、必要な見直しを行うものとする。

（定員の変更承認）

第6条 保育所の定員を減ずる変更は、次の要件を満たす場合に認めるものとする。

- (1) 当該保育所及び市全体の保育需要が低下し、将来にわたり現在の定員を維持できる児童の入所が見込めないこと。
- (2) 当該保育所に待機児童がいないこと。
- (3) 原則として0歳児を含む低年齢児の保育及び保育時間の延長を実施していること又は実施する予定であること。
- (4) 施設整備費補助金（定員に関係のない大規模修繕補助金を除く。）の交付を受けて整備した保育所については、原則として交付後5年以上経過していること。
- (5) 定員の削減に関連した職員の雇用上の紛争が生じていないこと及びそのおそれがないこと。
- (6) 将来、当該保育所又は市全体の保育需要が増加したときは、再び定員を増やすことに同意していること。

（建物及び設備に関する指針）

第7条 保育所の構造及び設備に関する指針は、最低基準に規定するもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 面積とは、部屋の内法面積とする。
- (2) 保育室、乳児室、階段、ベランダ等の転落防止用の柵等については、児童の安全を考慮し、児童が乗り越えることができないよう、たて格子柵等とし、高さは足掛かりから120cm以上、幅は、内法8cm以下とするよう努めること。
- (3) 施設整備に当たっては、可能な限り次のような設備、スペース等を備えるよう努めること。
- ア 子育て相談室
- イ 一時保育のためのスペース
- ウ 地域子育て支援のためのスペース（食事室を含む。）

（職員）

第8条 保育士の配置基準については、保育所における短時間勤務の保育士の導入について（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を満たす場合は、最低基準上の定数の一部に短時間勤務保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士をいう。以下同じ。）を充てることができる。

- 2 調理員等の配置基準については、保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を満たすことにより、調理業務を第三者に委託し給食を提供する場合は、調理員を置かないことができる。
- 3 嘴託医の配置基準については、保育所における嘴託歯科医の設置について（昭和58年4月21日児発第284号厚生省児童家庭局長通知）により嘴託歯科医を配置するよう努める。

（苦情への対応に関する指針）

第9条 苦情への対応に関する指針は、次のとおりとする。

- (1) 苦情解決の責任主体を明確にするため、管理者、設置経営者等を苦情解決責任者とすること。
- (2) サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員（管理者含む。）の中から苦情受付担当者を任命する。なお、苦情受付担当者は次に掲げる職務を行うものとする。
  - ア 利用者からの苦情の受付
  - イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
  - ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告する
- (3) 苦情解決に当たっては、社会性及び客觀性を確保し、利用者の立場及び特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員の設置に努めること。
- (4) 第三者委員の要件については次のとおりとする。
  - ア 苦情を円満に解決することができる者であること。
  - イ 世間方の信頼性を有する者であること。
- (5) 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知すること。

（施設整備及び職員の共用化）

第10条 保育所を幼稚園若しくは他の社会福祉施設と併せて設置するときは、最低基準第9条に規定するところによるほか、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号文部省初等中等教育・厚生省児童家庭局長連名通知）に定めるところによる。

（分園の設置）

第11条 設置経営者は、本園と分園の一体的な運営の確保を前提に保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を満たす場合には、分園を設置することができる。

（保育所設置認可に係る設置経営者に対する助言）

第12条 保育所設置認可に係る設置経営者への助言については、別表第1のとおりとする。

第3章 社会福祉法人等以外の者に対する認可

（審査基準）

第13条 社会福祉法人等以外の者に対する法第35条第5項第4号の規定による審査は、別表第2により行うものとする。

（認可の条件）

第14条 社会福祉法人等以外の者に対する保育所の認可を行う場合には、別表第3の条件を付すことができる。

第4章 設置認可等の手続等

（設置認可申請に関する添付書類）

第15条 設置認可申請に関する添付書類は、次のとおりとする。

(1) 職員に関するもの

- ア 職員全員の履歴書
- イ 保育士の資格証明書の写し
- ウ 医師の免許証の写し

- エ 保健士又は看護士を配置する場合には当該免許証の写し
- オ 栄養士又は調理師を配置する場合には当該免許証の写し
- カ 常勤職員雇用通知書の写し
- キ 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の写し
- ク 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書の写し

(2) 土地及び建物並びにその他設備に関するもの

- ア 土地の実測図
- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証及び検査済証の写し
- ウ 土地及び建物の登記事項証明書
- エ 土地又は建物が自己所有でない場合
  - (ア) 国又は地方公共団体から貸与を受ける場合には、貸与又は使用許可を受けたことを証する書面
  - (イ) 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、別表2第1項第2号の要件を確認できる書類
- オ 建物の平面図及び立面図
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）の検査済証又は消防用設備等設置届出書の写し
- キ 昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく確認済証が交付されている建物を賃借する場合には、耐震性が確認できる書類

(3) 保育所の運営方法に関するもの

- ア 保育所規則
- イ 就業規則（給与規程等を含む。）
- ウ 経理規定（旅費規程等を含む。）
- エ 当該年度の歳入歳出予算書又は予算案
- オ 現金残高証明書等資産を確認できる書類

(4) 社会福祉法人が設置経営する場合にあっては、前3号に掲げるもののほか、当該法人の登記事項証明書

(5) 社会福祉法人以外の者が設置経営する場合にあっては、第1号から第3号に掲げるもののほか、第4条の要件を確認できる書類

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、必要な調査を行い、その結果等を設置認可承認審査書（第1号様式）に記載するものとする。

3 市長は、保育所設置認可を決定したときは設置認可書（第2号様式）を、認可しない場合は設置認可不承認通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

（構造、運営方法、責任者等変更に関する添付書類）

第16条 児童福祉施設（構造、運営方法、責任者等）変更に関する添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更の場合
- ア 建物及び土地の状況を示す書類（参考様式は建物及び土地の状況（第4号様式））
  - イ 建物の変更前後の配置図及び平面図
  - ウ 土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ）
  - エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の写し及び検査

## 済み証

オ 土地及び建物の登記事項証明書

(2) 定員の変更の場合

ア 議事録の写し

イ 職員の構成を示す書類（参考様式は職員の構成（第5号様式））

(3) 代表者の変更の場合

ア 議事録の写し

イ 代表者の履歴書

ウ 代表者変更後の当該法人の登記事項証明書

(4) 施設長の変更の場合

ア 保育所の施設長を変更することについて議決した議事録

イ 施設長の履歴書

ウ 承認基準を充足することを証する書面

2 前項に規定する届出があったときは、市長は、必要な調査を行い、その結果等を変更承認審査書（第6号様式）に記載するものとする。

3 市長は、保育所の変更承認を決定したときは、変更承認書（第7号様式）を申請者に交付するものとする。

（名称、位置変更届に関する添付書類）

第17条 児童福祉施設（名称、位置等）変更に関する添付書類は次のとおりとする。

（1）保育所の名称の変更の場合 保育所の名称を変更することについて議決した議事録

（2）保育所の位置の変更の場合 住居表示変更の証明等

（3）設置主体の名称の変更の場合 定款変更承認書の写し及び名称変更後の当該法人の登記事項証明書

（廃止又は休止承認申請に関する手続）

第18条 児童福祉施設（廃止、休止）承認申請があったときは、市長は、必要な調査を行い、その結果等を廃止・休止承認審査書（第8号様式）に記載するものとする。

2 市長は、保育所の廃止又は休止の承認を決定したときは、廃止（休止）承認書（第9号様式）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表第1 保育所設置認可に係る設置経営者への助言事項（第12条関係）

### 1 運営に関する助言事項

- (1) 保育所の利用定員構成は、0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児となるよう設定することが望ましい。
- (2) 保育標準時間（1日当たり11時間までに限る。）及び保育短時間（1日当たり8時間までに限る。）とは別に、1日当たり1時間の延長保育を実施することが望ましい。

### 2 設備に関する助言事項

- (1) 乳児室等の乳児の保育を行う場所は、他の幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ乳児の安全性が確保されていることが望ましい。
- (2) 乳児室等の乳児の保育を行う場所は、より乳児の安全を確保するために、事務室又は調理室の職員が目視等できる位置に配置することが望ましい。
- (3) 児童の手の届く高さ（床面から高さ、1.3m程度）については、突起物及びスイッチ類固定仕様の設備等を設置しないことが望ましい。
- (4) 児童の生活空間の出隅部分は、全て大きく丸面にすることが望ましい。
- (5) 乳児室、ほふく室及び保育室には、利用乳幼児用の手洗いを設けることが望ましい。
- (6) 乳児室、ほふく室及び保育室には、遊具、寝具等を収納するためのスペースを設けることが望ましい。
- (7) 乳児室及びほふく室には、室内又は隣接する場所に、利用乳幼児用の沐浴室又は沐浴設備を設けることが望ましい。
- (8) インフルエンザ、感染性胃腸炎等の拡散を防ぐため、乳児室、ほふく室及び保育室を経由せずに移動できる経路を確保していることが望ましい。
- (9) 満2歳以上の幼児を預かる施設にあっては、一斉保育、行事等に使用するため、保育室とは別に独立の遊戯室を設置することが望ましい。基準は設けないが、遊戯室本来の目的を考慮するが望ましい。保育室との区画は可動式の間仕切りでも可とする。
- (10) 園舎及び屋外遊技場は、同一の敷地内又は隣接する位地に設けることが望ましい。敷地内に屋外遊技場を設けることが困難な場合は、付近にそれと代わるべき公園等の代替地を設定しなければならない。この場合において、次に掲げる要件の全てを満たすことが望ましい。
  - ア 幼児が安全に移動できる場所であること。
  - イ 幼児が安全に利用できる場所であること。
  - ウ 幼児が日常的に利用できる場所であること。
  - エ 保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (11) 調理室には、調理員専用の手洗いが設置されていることが望ましい。
- (12) 調理室の調理設備として、炊飯器、冷凍冷蔵庫、2槽式シンク、必要な数のコンロ、調理台、配膳台、オーブン、食器消毒保管庫、湯沸かし器等が設置されていることが望ましい。
- (13) 保存食は、原材料、調理済み食品を食品ごとに50g程度、密封の上、2週間以上保存する必要があるので、-20°C以下に保つことができるものを設置することが望ましい。
- (14) 児童便所、調理員便所及び調理員以外の職員便所はそれぞれ別に設けることが望ましい。
- (15) 児童便所、調理員便所及び調理員以外の職員便所には、手洗い設備を設けることが望ましい。

- (16) 児童便所の便器は、児童が安全かつ衛生的に使用するために、補助便座及びオマルの使用を控えることが望ましい。
- (17) 児童便所の便器は、小便器及び大便器をそれぞれ設けることが望ましい。
- (18) 施設内に、スロップシンク等清掃用具等を洗うための設備を設けることが望ましい。
- (19) 事務室を設ける場合は、来客への応対、防犯の対応、緊急時の対応が容易にできる位置に配置することが望ましい。
- (20) 近隣地域との交通問題を生じさせないため、送迎用車両の駐車スペースを確保することが望ましい。
- (21) 建物は、新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと又は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法に基づく確認済証が交付されている建物である場合は、耐震診断を実施し、問題が無いこと若しくは耐震補強済であることが望ましい。

### 3 職員に関する助言事項

- (1) 嘴託医の配置に関しては、次のとおり書面を取り交わすことが望ましい。
  - ア 保育所と嘴託医との間で、契約書（合意書）を締結すること。
  - イ 嘴託医の報酬については、双方の協議により決定し、給付費から支出し、保育所が嘴託医に直接支払うこと。

### 4 その他の助言事項

- (1) 開設する地域を所轄する消防署等に事前の相談を行い、その指導に従い、非常警報器具、消火器等非常災害防止に必要な設備を整備することが望ましい。
- (2) 消火器等が設置されているだけではなく、保育士全員に設置場所及び使用方法を周知することが望ましい。
- (3) 事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することが望ましい。

別表第2 社会福祉法人等以外の者への認可審査基準（第13条関係）

- 1 法第35条第5項第1号に定める保育所を経営するために必要な経済的基礎があることとは、次に掲げる要件のうち、第1号、第4号及び第5号に必ず該当し、かつ、第2号又は第3号のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
  - (2) 保育所の経営を行うために直接必要な全ての土地及び建物について所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
  - (3) 保育所の用に供する土地又は建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合は、事業が安定的及び継続的に行われるために、次に定める要件を全て満たしていること。
    - ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。
      - (ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
      - (イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
    - イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
    - ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財産が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と市が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
    - エ ウ②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用的安全性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額ができる。
    - オ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
  - (4) 直近の会計年度において、当該保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置経営者の全体の財務内容について、3年以上連續して損失を計上していないこと。
  - (5) 本市が課税する法人市民税及び固定資産税の滞納がないこと。
  - 2 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でない等、社会的信望を有すること。
  - 3 法第35条第3項第3号に定める実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有することとは、次のいずれかに該当するものであること。
    - (1) 実務を担当する幹部職員が、次のいずれかの施設において2年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること又は経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

ア 法第7条に定める児童福祉施設

イ 当該保育所が当該認可の申請以前に、法第59条の2に定める施設（以下「認可外保育施設」という。）として設置されていた場合は当該認可外保育施設

(2) 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

4 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

別表第3　社会福祉法人等以外の者による保育所設置認可条件（第14条関係）

- 1 最低基準を維持するために、当該保育所の設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- 3 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- 4 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、2に定める区分ごとに積立金・積立資産明細書を作成すること。なお、企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- 5 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に保育所等の経営に係る現況報告書を添付して提出すること。
  - (1) 前会計年度末における貸借対照表
  - (2) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
  - (3) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書。ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている場合は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書
  - (4) 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
- 6 認可を受けた後、申請時に提出した諸規定及び保育所建設に要した経費の借入れに係る償還計画に変更を生じる場合は、市に対して事前に協議を行うこと。